



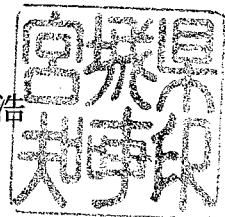
宮城県(産立)指令第62号

宮城郡利府町加瀬字郷楽23番地2
有限会社仙塩東地区処理センター

令和5年6月19日付けで申請のありました採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5の規定により、別記の条件を付けて下記のとおり認可します。

令和5年10月12日

宮城県知事 村井嘉浩



記

令和3年5月20日付け宮城県(産立)指令第8号で認可した採取計画を次のとおり改める。

- 1 採取面積を127,154㎡(38,017㎡増)とする。
- 2 採取量を903,971㎡(527,894㎡増)とする。
- 3 土地利用計画を申請のとおりとする。

(教示)

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。また、この処分についての公害等調整委員会に対する裁定申請の裁定を経た後に、裁定申請の裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(担当：経済商工観光部産業立地推進課)



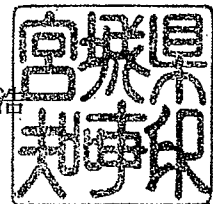
宮城県(産立)指令第8号

宮城郡利府町加瀬字郷楽23番地2
有限会社仙塩東地区処理センター

令和3年2月26日付けで申請のありました採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定により、別記の条件を付けて下記のとおり認可します。

令和3年5月20日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

- 1 採取場の場所 宮城郡利府町森郷字内ノ目北17-1外
- 2 採取場の面積 89,137㎡
- 3 採取量 376,077㎡
- 4 採取の期間 令和3年5月22日から
令和7年5月21日まで

(教示)

この処分不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。また、この処分についての公害等調整委員会に対する裁定申請の裁定を経た後に、裁定申請の裁定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。

(担当：経済商工観光部産業立地推進課)